

香川県建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が締結した工事の請負契約に係る検査の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 契約担当者 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 工事執行者 検査の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している課若しくは室又は出先機関の長をいう。

(検査の総括)

第3条 土木部技術企画課工事検査室長(以下「工事検査室長」という。)は、県が締結した工事の請負契約に係る検査を総括するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工検査 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (2) 部分竣工検査 工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分の工事の完成を確認するための検査をいう。
- (3) 出来形部分検査 工事の完成前に部分払のために出来形部分を確認するための検査をいう。
- (4) 中間検査 工事の施工中に出来形部分の品質、性能等を確認するための検査をいう。

(検査の申請)

第5条 工事執行者は、検査の実施が必要となったときは、工事検査室長に申請するものとする。

(工事検査員の任命)

第6条 工事検査室長は、前条の規定による申請を受けたときは、工事検査員を任命し、検査を行わせるものとする。

2 前項の規定による工事検査員の任命は、工事検査室長、検査主幹及び専門検査員の中から行うものとする。ただし、特段の事情がある場合については、工事検査室長が上記以外で適当と認める職員の中から、工事検査員を任命することができる。

(検査の立会)

第7条 工事執行者は、当該検査に係る工事の工事監督員並びに受注者の現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を検査に立ち合わせるものとする。

(検査の実施)

第8条 検査は、工事請負契約書、設計図書、仕様書その他関係書類（電磁的な方法による記録を含む。以下「契約図書」という。）に基づいて行うものとする。

- 2 工事検査員は、立会者に対して、出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類等検査に必要な書類（電磁的な方法による記録を含む。）の提示及び説明を求めることができる。
- 3 工事検査員は、必要があるときは、工事目的物の一部について破壊検査を行うことができる。

(修補)

第9条 工事検査員は、検査の結果、当該工事が契約図書に適合していないときは、検査結果の復命にあわせて、不適合の内容を契約担当者に報告するものとする。

- 2 契約担当者は、工事検査員の意見を勘案し、工事の修補が必要と認めるときは、受注者に修補を請求するものとする。
- 3 修補を行った工事は、修補完了後、この要綱の規定に基づき改めて検査を行うものとする。

(軽微な手直し)

第10条 工事検査員は、検査の結果、当該工事が契約図書に適合していないが、不適合が工事の目的に影響を与えない軽微な手直し工事で修補できるときは、前条の規定にかかわらず、受注者に手直しを指示するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による手直しが完了したときは、工事監督員を経て、工事検査員に報告するものとする。
- 3 工事監督員は、前項の規定による報告を受けたときは、手直しの完了を確認し、工事検査員に報告するものとする。
- 4 工事検査員は、前項の規定による報告を受けたときは、手直しの完了を確認するものとする。
- 5 工事検査員は、前項の規定による確認の結果を添えて、検査結果を復命するものとする。

(工事成績の評定)

第11条 工事検査員は、竣工検査を終えたときは、別に定める工事成績評定要領に基づき、工事成績を評定するものとする。

(検査結果の復命及び報告)

第12条 工事検査員は、検査を終了したときは、その結果を工事検査室長に復命するとともに、契約担当者に報告するものとする。

(所長への委任)

第13条 工事検査室長は、土木部の所掌する当初の請負代金の額が2,500万円未満の工事のうち、出先機関の長（以下「所長」という。）が契約担当者かつ工事執行者となる工事については、検査に係る次に掲げる事項を所長に委任するものとする。ただし、建築・設備関係工事及び技術的難易度の高い工事は、この限りでない。

(1) 工事検査員の任命

(2) 工事検査員の復命の受理

- 2 前項第1号の規定による工事検査員の任命は、当該出先機関の専門検査員の中から行うものとする。ただし、専門検査員に事故がある場合及び検査業務集中時等は、この限りでない。

(行政委員会及び水道局の工事)

第14条 工事検査室長は、県の行政委員会又は水道局の所掌する工事の検査を受託することができる。

(特別な技術を要する工事等に関する特例)

第15条 特別な技術を要する工事その他契約担当者が必要と認める工事の検査は、この要綱によらないことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、検査に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降に行う検査に適用する。
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 香川県県営農林水産土木工事検査要綱(農政水産部)
 - (2) 香川県建設工事検査要綱(土木部)

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県建設工事検査要綱は、平成25年4月1日以降に申請する検査から適用する。